

生活保護法による立入調査票所持規程

平成20年3月28日

訓令第7号

第1条 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第28条第2項の規定による[別記様式](#)の立入調査票(以下「証票」という。)の所持については、[この訓令](#)の定めるところによる。

第2条 証票は、市長が法第28条第1項の規定により立入調査を命じた職員に対して交付する。

第3条 証票の有効期間は、交付の日から1年とする。

第4条 証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第5条 証票を汚損し、又は紛失したときは、その事由を届け出て更に交付を受けなければならない。

第6条 法第28条第1項の規定により立入調査を行う職員は、[次の各号](#)のいずれかに該当するに至ったときは速やかに交付者に返納しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職したとき。
- (3) 他に転出したとき。
- (4) 証票の有効期間が経過したとき。

附 則

[この訓令](#)は、平成20年4月1日から施行する。

[別記様式\(第1条関係\)](#)

別記様式(第1条関係)

(表)

91mm	第 号	福祉事務所		写真
		職名	氏名	
	年 月	日生		
	立入調査票			
	年 月 日			貼附
	市長		印	市長印
	年 月 日交付			
	128mm			

(裏)

<p>↑</p> <p>91mm</p> <p>↓</p>	<p>この証票を携帯する者は、生活保護法により立入調査をする職権を行うもので、その関係条文は、次のとおりである。</p> <p>第28条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。</p>	<p>2・3(略)</p> <p>4 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。</p> <p>注意</p> <p>1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>2 この証票は、職名の異動を生じ、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。</p>
	<p>← 128mm →</p>	